

## 令和6年第110回6月通常会議本会議（令和6年6月20日（木））における 行政報告

当市の行った入札に関し、いわゆる官製談合防止法違反等の疑いにより 当市の職員が逮捕され、再び市の庁舎が捜索を受けた件について報告いたします。

昨日、6月19日ではありますが、当市の60歳代の課長補佐級男性職員が官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の容疑で岩手県警察本部に逮捕されました。

被疑事件の対象となった工事は、令和4年度及び令和5年度に市が発注した機械設備工事など3件であります。

昨日の経過ではありますが、当該職員が岩手県警察本部に逮捕されたことを、市として確認したところであり、岩手県警察本部による本庁の総務部及び建設部の捜索が行われ、関係書類等が押収されました。

5月28日に、在職中の容疑により、元職員が、官製談合防止法違反などの容疑で逮捕され、庁舎が捜索を受けたことに続いて、当市が行った入札に関し、再び、官製談合防止法違反等の疑いを持たれ、市の庁舎が捜索の対象となるに至ったこと、職員が逮捕されたことは誠に遺憾であり、市民の皆様に対してお詫びを申し上げる次第であります。

同様の事態が立て続けに起きたことに非常に大きなショックを受けております。

起きたことの根の深さ、どこまで広がっていくのかという不安のようなものを多くの市民の皆さんも抱いているのではないかと思います。

残念ながら、私ども市役所自身が、そうした疑問、不安にしっかりお応えできるものも、疑問や不安を解消する術も、現時点では持ち合わせていないことも事実であり、そうした点においても大変申し訳なく思っております。

絶対にあってはならないことであることはもちろんであります、それがこのように連鎖的に起きているという現実を真摯に受け止めなければならないと思います。

つい一昨日、この場から職員の法令順守の徹底を図ること、入札事務全般について改善の余地はないかなど検討を進める旨を申し上げたばかりであります。そのことの重さと、そのことへの決意を、もう一度申し上げなければならないと考えております。

次に、この度の事態を受け、この先予定していた工事発注の件について、報告を申し上げます。

逮捕された職員が当初の設計事務に関係し、かつ、逮捕者を出した指名業者が関連工事を受注していた、つまり、発注した側、受注した側の双方が一致する工事の一つに、中里市民センターの建設工事と大東道の駅の建設工事があります。

同工事については、設計図書の不整合や発注に際しての注意不足などのため、工事が遅延し、その再開に向けた追加工事などを内容とする工事請負契約の議案等をこの通常会議で審議いただくこととして事務を進めておりますが、今般の事態を受け、既に契約済みの工事、これは初日に専決処分の報告を申し上げたものであります。これについては執行を一旦停止し、また、上程中の関連議案については、議案撤回の手続きを取らせていただき、最終日に追加提案を予定していた議案については、これは中里市民センターの件であります。これについては、議案送付を見送ることとしたいと考えております。

現時点で具体的な疑念があるというものではございませんが、この度の事態の中であって、何の疑問もなく議案を提出し、審議いただく環境にはないものと判断する次第であります。

関係者の皆様、中里市民センターの利用者の皆様、また、大東道の駅の開設に携わってこられた皆様に対しまして、またしても多大なご迷惑をおかけする結果であり、誠に申し訳ない気持ちでありますが、何卒ご理解を賜りたいと存じます。